

■景観計画重点区域：白河関跡周辺地区 景観形成基準

項 目		景観形成基準	
建築物	高 さ	●8.2mを超えない高さとする。	
	配 置	道路からの位置	●白河関跡へのアクセス道路である主要地方道伊王野・白河線から白河関跡への眺望に配慮した位置とする。
		敷地内配置	●背後丘陵地の景観を阻害しない位置とする。
	形 態 意 匠	形 態	●周辺の丘陵地に配慮し、歴史遺産である白河関跡の景観に合った形態とする。
		意 匠	●和風のデザインを尊重し、白河関跡のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、周辺の雰囲気と損なわない統一感のある形態意匠となるように配慮する。 ●二方向以上に勾配している屋根とする。
		屋上設備	●屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色 彩	●マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度3以下とする。 ●上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 ●屋根は黒・茶系を基調とする。 ●外壁は白・茶系を基調とする。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。	
素 材	●反射性のある素材、材料を使用しない。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。		
工作物	色 彩	●工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値5YR2/1または近似色とする。	
	自動販売機	●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。	
共通	夜間景観	●自然景観を阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。	